証券コード　8138
2019年６月５日

株 主 各 位

大阪市中央区北久宝寺町一丁目９番８号
三京化成株式会社
代表取締役
社　　長　小　川　和　夫

第93期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第93期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2019年６月25日（火曜日）午後５時までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。**

敬具

記

1. **日　　時**　**2019年６月26日(水曜日)　午前10時**
2. **場　　所**　大阪市中央区安土町三丁目１番３号
　ヴィアーレ大阪　２階「エメラルドルーム」
　（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. **目的事項**
　報 告 事 項
　1. 第93期（2018年４月１日から2019年３月31日まで）
　事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　2. 第93期（2018年４月１日から2019年３月31日まで）
　計算書類の内容報告の件
　決 議 事 項
　第１号議案　剰余金の処分の件
　第２号議案　定款一部変更の件
　第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件
　第４号議案　監査等委員である取締役４名選任の件
　第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
　第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件
　第７号議案　退任監査役に対する退職慰労金贈呈ならびに役員退職慰労金制度の改定に伴う打切り支給の件

以上

〜〜

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「会社の体制及び方針」ならびに連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、当社ウェブサイト（http://www.sankyokasei-corp.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
◎事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を当社ウェブサイト（http://www.sankyokasei-corp.co.jp/）に掲載いたしますのでご了承ください。

（添付書類）

事　業　報　告

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

1.　企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、緩やかな景気回復基調が継続したものの、米中貿易摩擦問題の長期化や英国のＥＵ離脱を巡る問題など、国際情勢による懸念材料が強まるなかで推移しました。

このような状況の下、当社グループは、お客さま本位の積極的な営業活動に注力するとともに、市場の変化を先取りした提案型営業活動の推進など、営業施策の強化に努めてまいりました。

これらの結果、売上高は238億２千６百万円（前年同期比5.2％増）と増収となり、営業利益は２億４千９百万円（前年同期比8.0％増）、経常利益は３億５千１百万円（前年同期比5.0％増）と、いずれも増益となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、名古屋支店の土地建物及び投資有価証券の売却による特別利益２億１千６百万円があったため、３億４千万円（前年同期比23.3％増）となりました。

なお、旧名古屋支店ビルは耐震強度に問題があったことから売却したもので、現在は、2018年９月に従来と同区内の事務所に移転し営業しております。

また、工業用ゴム製品メーカーの山川モールディング株式会社との合弁により、工業用ゴム製品の製造販売を事業内容とする新会社“SY RUBBER (THAILAND) CO.,LTD.”（資本金88,800千タイバーツ、当社出資比率90％）を、2018年８月に設立し、タイのサムットプラカーンにて、2019年２月から事業を開始しております。合弁パートナーの山川モールディング株式会社と一致協力して生産体制の早期確立を図り、タイ及びその周辺諸国に進出する日本企業との取引拡大を含めたグローバルな事業拡充につなげていく所存であります。

事業セグメント別の概況は次のとおりであります。

［科学事業］

＜土木・建材資材関連分野＞

土木関連分野では、東京外環自動車道や中部縦貫自動車道等のインフラ工事関連で地盤改良用のセメント添加薬剤が増加したほか、特に上半期は東京オリンピック関連施設や民間の大型物流倉庫等の建設工事に用いる地盤強化用パイルが堅調に推移し、その製造用薬剤が増加し増収となりました。

建材資材関連分野では、首都圏の再開発やマンション、ホテルの大型建築工事が人手不足による工事の遅れや、工法の簡素化や受注単価の低下による使用部材変更の影響などから、内装材の化粧材や壁紙等が低調で、同用途のフィル

ムや薬剤が減少したほか、発泡断熱システム用薬剤の一部が低調だったことも影響し減収となりました。
＜情報・輸送機器関連分野＞
情報関連分野では、自動車の電子化の拡大を背景に電子部品生産が好調なことから半導体封止用樹脂や精密洗浄剤は引き続き好調でしたが、リチウムイオン電池用途での放熱材料に仕様変更があり小幅な減収となりました。
輸送機器関連分野では、オートバイの国内生産の縮小や一部自動車メーカーの検査データ改ざん問題の影響を受けて成形樹脂や車体用防振樹脂等は減少しましたが、自動車部品への成形樹脂の新たな採用や安全装置用途の電装部材の伸長があったことから増収となりました。
＜日用品関連分野＞
日用品関連分野では、訪日外国人旅行客によるインバウンド効果も一段落し化粧品関連薬剤の販売は従来並みに戻りつつあります。他方、高品質が評価されている眼鏡レンズの輸出が好調で同用途の機能性コート剤や化学品が伸長したほか、製靴関連での増産及び一部の化学品に新規採用もあり増収となりました。
フィルム関連分野では、生鮮野菜、チルド食品等包装用途の拡大により防曇性やガスバリア性、低温耐ピンホール性などを有する高機能性フィルムは堅調に推移しましたが、食品用軟質包装用フィルムの価格競争の激化もあって苦戦し、大幅な減収となりました。
＜化学工業関連分野＞
繊維関連分野では、繊維の国内加工の縮小が続くなか、衣料用の染色整理用染料や染色助剤は低位安定納入となり、自動車関連のタイヤコード用薬剤が減少したことにより減収となりました。
化学工業関連分野では、中国の公害対策規制強化による輸入化学品の価格高騰や玉不足の影響は緩和されたことに加え、車載用の遮音性発泡部材の新規採用や東南アジアからの基礎化学品における輸入が引き続き伸長し増収となりました。
これらの結果、科学事業セグメントの売上高は194億１千５百万円（前年同期比4.2%増）、営業利益は３億７千万円（前年同期比0.4%増）となりました。

［建装材事業］
プレハブ新築住宅は、2018年12月以降３か月連続して対前年同月比で増加しているものの、集合住宅における受注は低迷が続いており、既存の造作部材、樹脂製品の販売は低調に推移した一方、キッチン及びオフィス関連の新規商材が好調なため増産対応し、既存商品の減少をカバーして増収となりました。
これらの結果、建装材事業セグメントの売上高は44億１千１百万円（前年同期比9.6%増）と増収となり、営業利益は８千４百万円（前年同期比42.7%増）と、増益となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は194,941千円であり、その主なものは、機械及び装置であります。

(3) 対処すべき課題

国内経済は緩やかな回復基調の持続が見込まれているものの、米中の貿易問題をはじめとする海外要因及び本年10月に予定されている消費増税の影響など、今後の当社グループを取り巻く経営環境は予断を許さない状況が続くものと思われます。

このような環境下にあって、国内事業においては、既存の取引先とのパイプを太くし市場の変化を迅速に捉えて拡販を図る一方、海外事業では、従来の４拠点（香港、上海、タイ、シンガポール）との連携による輸出入及び海外進出企業との取引拡大に加えて、2018年８月にタイのサムットプラカーンに設立した新会社“SY RUBBER（THAILAND）CO.,LTD.”（資本金88,800千タイバーツ、当社出資比率90%）は、合弁パートナーの山川モールディング株式会社との一致協力のもと早期に生産体制を確立し、タイ及びその周辺諸国に進出する日本企業との取引拡大に繋げていく所存であります。

経営体質強化の取り組みでは、ISO9001・14001に加え、2018年12月に認証取得した事業継続マネジメントシステム（BCMS）の定着によりリスクマネジメントの強化を推進いたします。また、2019年４月に本番稼動を開始した新基幹システムの活用を進め、業務効率の向上を図ってまいります。

更なる飛躍を目指し、グループ一丸となってこれらの課題に取り組み、企業価値の向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区分	第90期 2016年３月期	第91期 2017年３月期	第92期 2018年３月期	第93期 2019年３月期 (当連結会計年度)
売上高（百万円）	20,922	22,148	22,656	23,826
経常利益（百万円）	369	364	335	351
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	246	241	275	340
１株当たり当期純利益（　円　）	190.13	185.86	212.84	262.55
総資産（百万円）	14,910	15,489	17,380	17,743
純資産（百万円）	8,787	9,028	9,697	9,776

(注)1. １株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 2017年10月１日付で普通株式10株につき１株の割合で株式併合を実施しております。これに伴い、第90期の期首に株式併合が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益を算定しております。

(5) 重要な子会社の状況（2019年３月31日現在）

会社名	所在地	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
大同工業株式会社	三重県	千円 10,000	100.0%	住宅用部材の保管・仕分梱包・出荷
キョーワ株式会社	島根県	千円 33,150	100.0%	各種木工製品の製造販売
産京貿易（上海）有限公司	中国上海市	千円 170,000	100.0%	商品の仕入・販売
SANKYO KASEI SINGAPORE PTE. LTD.	シンガポール	千シンガポールドル 350	100.0%	商品の仕入・販売
SANKYO KASEI (THAILAND) CO.,LTD.	タイ王国バンコク市	千タイバーツ 20,000	100.0%	商品の仕入・販売
SY RUBBER (THAILAND) CO.,LTD.	タイ王国サムットプラカーン県	千タイバーツ 88,800	90.0%	工業用ゴム製品の製造販売

(注)SY RUBBER (THAILAND) CO.,LTD.は、2018年８月に設立しております。

(6) 主要な事業内容

事業区分	主要な事業内容
科学事業	土木・建材資材関連、情報・輸送機器関連、日用品関連及び化学工業関連の各分野における原料・資材となる商品の販売
建装材事業	住宅用部材の販売及び各種木工製品の製造販売

(7) 主要な事業所（2019年３月31日現在）

名称	所在地	名称	所在地
本社・大阪支社	大阪府	名古屋支店	愛知県
東京支社	東京都	山陽営業所	岡山県
浜松支店	静岡県	九州営業所	福岡県

(8) 従業員の状況（2019年３月31日現在）

従業員数	前連結会計年度末比増減
161名	２名増

(注) 上記従業員数には、使用人兼務取締役、出向者及び臨時従業員は含んでおりません。

2. 会社の株式に関する事項（2019年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　5,185,000株
(2) 発行済株式の総数　1,560,000株（自己株式263,737株を含む。）
(3) 株主数　1,921名
(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
有限会社新光企画	142千株	11.00%
大同生命保険株式会社	80	6.17
Black Clover Limited	67	5.22
株式会社みずほ銀行	63	4.86
三京化成従業員持株会	43	3.32
小川和夫	35	2.73
花王株式会社	35	2.71
グンゼ株式会社	34	2.67
ナカバヤシ株式会社	27	2.09
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC	25	1.93

(注) 当社は自己株式263,737株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2019年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	小川和夫	営業本部長 大同工業株式会社代表取締役社長 SANKYO KASEI SINGAPORE PTE. LTD. 取締役社長 SANKYO KASEI (THAILAND) CO.,LTD. 取締役社長
常務取締役	小野敏夫	建装材事業部長
取締役	大林和幸	大阪支社長 産京貿易（上海）有限公司董事長
取締役	大槻一博	管理部長
取締役	吉田充	東京支社長兼ＳＢ事業部長
取締役	北嶋紀子	弁護士 フェニックス法律事務所共同代表 ダイトロン株式会社社外監査役
取締役	中田英里	公認会計士
常勤監査役	尾﨑寛三	
監査役	福本繁	司法書士
監査役	新谷充則	弁護士
監査役	岡健治	税理士

(注)1. 取締役北嶋紀子、中田英里の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役福本繁、新谷充則、岡健治の各氏は、社外監査役であります。
3. 取締役吉田充、中田英里の両氏は、2018年６月27日開催の第92期定時株主総会において新たに取締役に選任され、就任いたしました。
4. 監査役大槻一博氏は、2018年６月27日開催の第92期定時株主総会終結の時をもって辞任し、同日付をもって取締役に選任され、就任いたしました。
5. 監査役尾﨑寛三氏は、2018年６月27日開催の第92期定時株主総会において新たに監査役に選任され、就任いたしました。
6. 取締役袴田晴好、糸原博一の両氏は、2018年６月27日開催の第92期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。
7. 監査役岡健治氏は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
8. 取締役北嶋紀子、中田英里、監査役福本繁、新谷充則、岡健治の各氏は、東京証券取引所の定めに基づき届け出ている独立役員であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役全員との間で会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役	９名	107,752千円	（うち社外取締役	２名	3,544千円）
監査役	５名	16,179千円	（うち社外監査役	３名	4,110千円）

（注）1. 上記報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記報酬等の額には、取締役７名に対する当事業年度に係る役員賞与20,000千円が含まれております。
3. 上記報酬等の額には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金の繰入額22,458千円（取締役９名分20,549千円、監査役５名分1,909千円）が含まれております。
4. 上記支給額のほか、2018年６月27日開催の第92期定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を次のとおり支給しております。

退任取締役	２名	32,187千円
退任監査役	１名	4,080千円

(4) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外取締役北嶋紀子氏の兼職先であるフェニックス法律事務所及びダイトロン株式会社と当社との間には特別な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	北嶋紀子	当事業年度に開催された取締役会15回中14回に出席し、弁護士としての高度な専門知識と幅広い知見を生かし、企業経営全般にわたり適切な助言を行っております。
取締役	中田英里	2018年６月の就任後に開催された取締役会12回全てに出席し、公認会計士としての高度な専門知識と幅広い知見を生かし、企業経営全般にわたり適切な助言を行っております。
監査役	福本　繁	当事業年度に開催された取締役会15回全て、監査役会12回全てにそれぞれ出席し、司法書士としての実務経験を生かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から積極的に発言を行っております。
監査役	新谷充則	当事業年度に開催された取締役会15回全て、監査役会12回全てにそれぞれ出席し、弁護士としての専門的な知識を生かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から積極的に発言を行っております。
監査役	岡　健治	当事業年度に開催された取締役会15回全て、監査役会12回全てにそれぞれ出席し、税理士として培ってきた豊富な経験をもとに、経営から独立した客観的・中立的な立場から積極的に発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称　　ひびき監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15,800千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15,800千円

(注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないことから、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、前事業年度の会計監査人監査の遂行状況、当事業年度の監査計画及び報酬見積りの相当性を確認した結果、会計監査人の報酬等について、監査品質を維持・向上していくために合理的な水準であると判断し、同意しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

〜〜〜

連結貸借対照表

(2019年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	11,009,055	流動負債	6,700,682
現金及び預金	1,482,900	買掛金	3,935,465
受取手形及び売掛金	6,635,899	電子記録債務	2,110,161
電子記録債権	1,782,105	短期借入金	5,000
商品及び製品	793,589	1年内返済予定の長期借入金	34,988
仕掛品	84,922	未払法人税等	156,964
原材料及び貯蔵品	75,973	賞与引当金	63,456
その他	153,664	役員賞与引当金	20,000
		その他	374,646
		固定負債	1,266,636
		長期借入金	116,173
		リース債務	114,773
		役員退職慰労引当金	286,579
		退職給付に係る負債	2,494
固定資産	6,734,269	繰延税金負債	609,604
有形固定資産	2,112,577	再評価に係る繰延税金負債	97,857
建物及び構築物	1,015,924	その他	39,154
機械装置及び運搬具	180,662	負債合計	7,967,318
土地	783,835	(純資産の部)	
リース資産	29,687	株主資本	8,121,421
建設仮勘定	68,975	資本金	1,716,600
その他	33,491	資本剰余金	1,439,931
無形固定資産	229,502	利益剰余金	5,500,686
投資その他の資産	4,392,188	自己株式	△535,795
投資有価証券	4,142,760	その他の包括利益累計額	1,625,090
関係会社株式	83,197	その他有価証券評価差額金	1,584,568
退職給付に係る資産	36,704	土地再評価差額金	31,302
繰延税金資産	3,268	為替換算調整勘定	9,218
その他	126,257	非支配株主持分	29,494
貸倒引当金	△0	純資産合計	9,776,005
資産合計	17,743,324	負債及び純資産合計	17,743,324

連結損益計算書

(2018年４月１日から2019年３月31日まで)

(単位：千円)

科目	金	額
売上高		**23,826,976**
売上原価		**21,552,276**
売上総利益		**2,274,700**
販売費及び一般管理費		**2,025,283**
営業利益		**249,417**
営業外収益		
受取利息・配当金	86,930	
持分法による投資利益	8,067	
仕入割引	4,069	
雑収入	17,103	116,171
営業外費用		
支払利息	1,148	
売上割引	5,036	
雑損失	7,798	13,984
経常利益		**351,604**
特別利益		
固定資産売却益	166,985	
投資有価証券売却益	49,695	216,681
特別損失		
固定資産売却損	20	
固定資産除却損	491	512
税金等調整前当期純利益		**567,773**
法人税、住民税及び事業税	252,788	
法人税等調整額	△25,378	227,410
当期純利益		**340,362**
親会社株主に帰属する当期純利益		**340,362**

貸借対照表

(2019年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**10,337,799**	**流動負債**	**6,481,433**
現金及び預金	940,993	電子記録債務	2,110,161
受取手形	1,214,659	買掛金	3,819,112
電子記録債権	1,776,943	未払法人税等	153,989
売掛金	5,357,497	賞与引当金	61,504
商品	703,801	役員賞与引当金	20,000
前払金	102,592	リース債務	45,428
短期貸付金	2,936	その他	271,237
関係会社短期貸付金	207,908	**固定負債**	**1,066,620**
その他	30,466	長期預り保証金	16,159
		役員退職慰労引当金	286,579
		繰延税金負債	576,226
		再評価に係る繰延税金負債	97,857
		リース債務	89,798
固定資産	**6,786,533**	**負債合計**	**7,548,053**
有形固定資産	**1,629,439**	(純資産の部)	
建物	914,441	**株主資本**	**7,960,321**
構築物	16,573	**資本金**	**1,716,600**
機械及び装置	170,213	**資本剰余金**	**1,439,931**
工具、器具及び備品	28,228	資本準備金	1,433,596
土地	476,835	その他資本剰余金	6,334
リース資産	23,146	**利益剰余金**	**5,339,585**
無形固定資産	**202,872**	利益準備金	298,619
リース資産	175,835	その他利益剰余金	5,040,966
その他	27,037	特別償却準備金	4,718
投資その他の資産	**4,954,221**	別途積立金	4,505,500
投資有価証券	4,141,919	繰越利益剰余金	530,747
関係会社株式	572,067	**自己株式**	**△535,795**
関係会社長期貸付金	324,592	**評価・換算差額等**	**1,615,958**
前払年金費用	36,704	その他有価証券評価差額金	1,584,655
その他	117,381	土地再評価差額金	31,302
貸倒引当金	△238,444	**純資産合計**	**9,576,279**
資産合計	**17,124,332**	**負債及び純資産合計**	**17,124,332**

損 益 計 算 書

(2018年４月１日から2019年３月31日まで)

(単位：千円)

科目	金	額
売上高		**22,839,119**
売上原価		**20,805,269**
売上総利益		**2,033,850**
販売費及び一般管理費		**1,722,154**
営業利益		**311,695**
営業外収益		
受取利息・配当金	108,211	
仕入割引	4,069	
雑収入	20,270	132,551
営業外費用		
支払利息	1,284	
売上割引	5,036	
貸倒引当金繰入額	102,556	
雑損失	23,652	132,529
経常利益		**311,717**
特別利益		
固定資産売却益	166,495	
投資有価証券売却益	49,695	216,191
特別損失		
固定資産売却損	20	
固定資産除却損	491	512
税引前当期純利益		**527,396**
法人税、住民税及び事業税	244,532	
法人税等調整額	△24,245	220,286
当期純利益		**307,109**

独立監査人の監査報告書

2019年５月17日

三 京 化 成 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

ひ び き 監 査 法 人

代表社員 業務執行社員 公認会計士 道 幸 靜 児 ㊞
代表社員 業務執行社員 公認会計士 藤 田 貴 大 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、三京化成株式会社の2018年４月１日から2019年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三京化成株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

独立監査人の監査報告書

2019年５月17日

三 京 化 成 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

ひ び き 監 査 法 人

代表社員 業務執行社員　公認会計士　道　幸　靜　児　㊞
代表社員 業務執行社員　公認会計士　藤　田　貴　大　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、三京化成株式会社の2018年４月１日から2019年３月31日までの第93期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2018年４月１日から2019年３月31日までの第93期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、監視及び検証いたしました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年５月27日

三京化成株式会社　監査役会

常勤監査役　尾　﨑　寛　三　㊞

社外監査役　福　本　　繁　㊞

社外監査役　新　谷　充　則　㊞

社外監査役　岡　　健　治　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を第一として、安定的な配当の維持を基本としつつ、企業体質・財務体質の強化ならびに業容拡大に備えるため、内部留保の充実などを総合的に勘案して、配当を決定する方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績、経営環境ならびに今後の事業展開等を勘案して、１株につき42円50銭とさせていただきたいと存じます。

内部留保につきましては、企業価値向上に向けた投資資金としての確保と将来の事業展開に備えた経営基盤の強化を図るため、次のとおりといたしたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

（１）配当財産の種類

金銭

（２）株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき42円50銭　　総額55,091,177円

（３）剰余金の配当が効力を生じる日

2019年６月27日

２．剰余金の処分に関する事項

（１）増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金　　200,000,000円

（２）減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金　　200,000,000円

第２号議案　　定款一部変更の件

１．提案の理由

（１）社外取締役が過半数で構成される監査等委員会を設置することにより、取締役会の監査･監督機能の強化をもってコーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図るとともに、権限委任により意思決定と業務執行を迅速化し企業価値の更なる向上を目指すことを目的として、監査等委員会設置会社へ移行いたしたいと存じます。つきましては、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

（２）監査等委員会設置会社への移行に伴い、剰余金の配当等を取締役会の権限において決定できるよう現行定款第39条を変更案第35条（剰余金の配当等の決定機関）とし、これに伴い、同条の一部と内容が重複する現行定款第７条（自己の株式の取得）を削除するものであります。

（３）上記の各変更に伴う条数の変更及びその他所要の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しております。）

現行定款	変更案
第１章　総則	第１章　総則
第１条～第３条　（条文省略）	第１条～第３条　（現行どおり）
（機関の設置） 第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 （１）取締役会 （２）監査役 （３）監査役会 （４）会計監査人	（機関の設置） 第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 （１）取締役会 （２）監査等委員会 （削　除） （３）会計監査人
（公示の方法） 第５条　（条文省略）	（公示の方法） 第５条　（現行どおり）
第２章　株式	第２章　株式
（発行可能株式総数） 第６条　（条文省略）	（発行可能株式総数） 第６条　（現行どおり）
（自己の株式の取得） 第７条　当会社は、会社法第165条第２項の規定に従い、取締役会決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。	（削　除）

現行定款	変更案
第８条～第10条　（条文省略）	第７条～第９条　（現行どおり）
（株式取扱規則） 第11条　当会社の株式に関する取扱いは、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。	（株式取扱規程） 第10条　当会社の株式に関する取扱いは、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。
第12条　（条文省略）	第11条　（現行どおり）
（基準日） 第13条　（条文省略） ②　前項のほか、必要があるときは取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。	（基準日） 第12条　（現行どおり） ②　前項のほか、必要があるときは取締役会の決議により予め公告して臨時に基準日を定めることができる。
第３章　株主総会	第３章　株主総会
第14条～第19条　（条文省略）	第13条～第18条　（現行どおり）
第４章　取締役および取締役会	第４章　取締役および取締役会
（員数） 第20条　当会社の取締役は、９名以内とする。	（員数） 第19条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、９名以内とする。 ②　当会社の監査等委員である取締役は、５名以内とする。
（新　　設）	
（選任方法） 第21条　（条文省略） （新　　設） ②　（条文省略）	（選任方法） 第20条　（現行どおり） ②　前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行う。 ③　（現行どおり）

現行定款	変更案
（任期） 第22条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（任期） 第21条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新　　設）	②　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
②　補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の残任期間とする。	③　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
（新　　設）	④　補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
（代表取締役および役付取締役） 第23条　取締役会は、その決議によって取締役会長および取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を置くことができる。	（代表取締役および役付取締役） 第22条　取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長および取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を置くことができる。
②　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。	②　取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。
（招集および議長） 第24条　（条文省略）	（招集および議長） 第23条　（現行どおり）
②　取締役会の招集通知は、会日の４日前に各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。	②　取締役会の招集通知は、会日の４日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。
③　取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。	③　取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。
第25条～第26条　（条文省略）	第24条～第25条　（現行どおり）
（新　　設）	（重要な業務執行の決定の委任） 第26条　当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。

現行定款	変更案
（新　　設）	（取締役会規程） 第27条　取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。
（報酬等） 第27条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	（報酬等） 第28条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
（責任免除） 第28条　（条文省略） ②　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく賠償責任の限度額は、法令の定める責任限度額とする。	（責任免除） 第29条　（現行どおり） ②　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく賠償責任の限度額は、法令の定める責任限度額とする。
（相談役および顧問） 第29条　（条文省略）	（相談役および顧問） 第30条　（現行どおり）
第５章　監査役および監査役会	（削　　除）
（員数） 第30条　当会社の監査役は、５名以内とする。	（削　　除）
（選任方法） 第31条　監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。	（削　　除）
（任期） 第32条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（削　　除）
②　任期の満了前に退任した監査役の補欠により選任された監査役の任期は、退任監査役の残任期間とする。	（削　　除）
（報酬等） 第33条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（削　　除）

現行定款	変更案
(責任免除) 第34条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。	(削　　除)
②　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約にもとづく賠償責任の限度額は、法令の定める責任限度額とする。	(削　　除)
(監査役会) 第35条　監査役会は、特に法令または定款の定める事項のほか、監査役の職務の執行に関する重要な事項を協議しまたは決定する。	(削　　除)
②　監査役会の招集通知は、あらかじめ監査役会で期日を定めた場合を除き、会日の４日前に各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。	(削　　除)
(監査役会規則) 第36条　監査役会に関する事項については、特に法令または定款に定めのあるもののほか監査役会が定める監査役会規則による。	(削　　除)
(常勤監査役) 第37条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	(削　　除)
(新　　設)	第５章　監査等委員会
(新　　設)	(常勤の監査等委員) 第31条　監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。
(新　　設)	(招集) 第32条　監査等委員会の招集通知は、会日の４日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。
(新　　設)	②　監査等委員会は、監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。

現行定款	変更案
（新　　設）	(監査等委員会規程) 第33条　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
第６章　計算	第６章　計算
(事業年度) 第38条　（条文省略）	(事業年度) 第34条　（現行どおり）
(剰余金の配当) 第39条　株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主、または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。 ②　前項のほか、取締役会の決議により、毎年９月30日の株主名簿に記録された株主、または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。	(剰余金の配当等の決定機関) 第35条　当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。 （削　　除）
（新　　設）	(剰余金の配当の基準日) 第36条　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月31日とする。 ②　当会社の中間配当の基準日は、毎年９月30日とする。 ③　前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
（新　　設）	
（新　　設）	
第40条　（条文省略）	第37条　（現行どおり）
第７章　買収防衛策	第７章　買収防衛策
第41条～第42条　（条文省略）	第38条～第39条　（現行どおり）
（新　　設）	附則
（新　　設）	(監査役の責任免除に関する経過措置) 当会社は、監査等委員会設置会社移行前の監査役(監査役であったものを含む。)の、任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第３号議案　　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
1	小川和夫（おがわかずお） （1954年１月２日生） 再任	1981年４月　当社入社 1986年３月　取締役 1988年６月　常務取締役 1991年６月　取締役副社長 1992年６月　代表取締役社長（現任） 1995年５月　営業本部長（現任） （重要な兼職の状況） 大同工業株式会社 代表取締役社長 SANKYO KASEI SINGAPORE PTE. LTD. 取締役社長 SANKYO KASEI(THAILAND)CO.,LTD. 取締役社長	35,432株
	（候補者とした理由） 中国のほか東南アジア３カ国（香港・シンガポール・タイ）に営業拠点を設立し、営業基盤の拡大・整備を図る一方、新規事業開発にも取り組み、事業領域の拡大を推進するなど、経営者としての豊富な経験と実績を有しております。経営の重要事項の決定、取締役の業務執行の監督を公正・的確に遂行しており、引き続き取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待できるため、取締役候補者としました。		
2	小野敏夫（おのとしお） （1955年12月13日生） 再任	1978年４月　当社入社 2002年２月　新規事業開発部次長 2004年２月　東京支社次長 2004年６月　取締役東京支社長兼新規事業開発部長 2010年４月　取締役海外事業推進室長 2010年６月　常務取締役SB事業部長兼建装材事業部統括 2012年６月　常務取締役海外事業推進室長 2014年４月　常務取締役 2017年２月　常務取締役建装材事業部長（現任）	4,715株
	（候補者とした理由） 新規事業・海外事業を含む豊富な営業業務経験から当社の事業・業務全般に精通し、これらの知見に基づく優れた識見を有しており、現在、当社グループにおける建装材事業全般の統括責任者として経営に携わっております。経営の重要事項の決定、取締役の業務執行の監督を公正・的確に遂行しており、引き続き取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待できるため、取締役候補者としました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
3	大林 和幸（おおばやし かずゆき） （1958年１月20日生） 再任	1980年４月　当社入社 2009年４月　建装材事業部営業次長 2011年２月　建装材事業部長 2012年６月　取締役建装材事業部長 2016年４月　取締役兼キョーワ株式会社代表取締役 2017年10月　取締役大阪支社長（現任） （重要な兼職の状況） 産京貿易（上海）有限公司 董事長	1,500株
	（候補者とした理由） 豊富な営業業務経験から当社事業の各分野に精通しており、現在西日本全域の営業活動及び海外事業の統括責任者として経営に携わっております。経営の重要事項の決定、取締役の業務執行の監督を公正・的確に遂行しており、引き続き取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待できるため、取締役候補者といたしました。		
4	大槻 一博（おおつき かずひろ） （1954年５月23日生） 再任	1977年３月　グンゼ株式会社入社 2010年８月　同社エンプラ事業部管理課長 2015年６月　当社入社　顧問 常勤監査役 2018年６月　取締役管理部長（現任）	700株
	（候補者とした理由） 経理、財務、法務、人事等の管理業務全般に通じており、現在は当社管理部長を務めております。経営の重要事項の決定、取締役の業務執行の監督の公正・的確な遂行を通じて、取締役会の意思決定機能・監督機能の強化が期待できるため、取締役候補者といたしました。		
5	吉田 充（よしだ みつる） （1961年１月６日生） 再任	1983年４月　当社入社 2010年10月　東京支社営業次長兼営業第二課長 2013年１月　大阪支社営業次長 2015年１月　東京支社営業次長 2017年10月　東京支社長 2018年６月　取締役東京支社長兼ＳＢ事業部長（現任）	700株
	（候補者とした理由） 豊富な営業業務経験から当社事業の各分野に精通しており、現在、東京支社及びSB事業部における営業業務の責任者として職務を遂行しております。経営の重要事項の決定、取締役の業務執行の監督の公正・的確な遂行を通じて、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待できるため、取締役候補者といたしました。		

（注）各候補者は、いずれも当社との間には特別の利害関係はありません。

第４号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役４名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
1	尾崎寛三（おざきひろみ） （1958年１月20日生） 新任	1980年４月　当社入社 2001年３月　九州営業所長 2006年10月　大阪支社次長 2010年４月　大阪支社長 2017年10月　管理部部長付 2018年６月　常勤監査役（現任）	100株
	（候補者とした理由） 常勤監査役としての実績に加え、当社事業の幅広い分野に精通しているとともに、長年にわたる基幹営業部門の責任者としての経験を有し、管理業務にも通じていることから、監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行し、取締役会の監督機能の強化が期待できるため、候補者としました。		
2	北嶋紀子（きたじまのりこ） （1974年10月25日生） 新任　社外	2000年10月　弁護士登録（現任） 井上隆彦法律事務所入所 2003年２月　フェニックス法律事務所入所 2012年１月　同法律事務所共同代表就任（現任） 2015年６月　当社社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） フェニックス法律事務所 共同代表 ダイトロン株式会社 社外監査役	0株
	（候補者とした理由） 弁護士としての高度な専門知識を有し、これまで当社の社外取締役として経営に対し適切な助言、提言を願ってきた実績を踏まえ、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行し、取締役会の監督機能の強化が期待できるため、候補者としました。なお、同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。		

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
（生年月日）</th><th>略歴、地位、担当及び
重要な兼職の状況</th><th>候補者の有する
当社の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>岡　　健　治
（おか　　けん　じ）
（1961年２月27日生）
新任　社外</td><td>1990年２月　税理士登録（現任）
1990年３月　岡会計事務所開設
2015年６月　当社社外監査役（現任）</td><td>0株</td></tr>
<tr><td colspan="3">（候補者とした理由）
税理士として培われた豊富な経験と高度な専門知識を有し、これまで当社の社外監査役として適切な助言、提言を願ってきた実績を踏まえ、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行し、取締役会の監督機能の強化が期待できるため、候補者としました。なお、同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">4</td><td>中　田　英　里
（なか　だ　え　り）
（1973年１月20日生）
新任　社外</td><td>1995年４月　監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所
1998年４月　公認会計士登録（現任）
2016年３月　中田英里公認会計士事務所開設
2018年６月　当社社外取締役（現任）</td><td>0株</td></tr>
<tr><td colspan="3">（候補者とした理由）
公認会計士として高度な専門知識と豊富な経験を有し、これまで当社の社外取締役として経営に対して適切な助言、提言を願ってきた実績を踏まえ、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行し、取締役会の監督機能の強化が期待できるため、候補者としました。なお、同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。</td></tr>
</table>

（注）監査等委員である取締役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。

1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 北嶋紀子、岡健治及び中田英里の各氏は社外取締役候補者であります。
3. 北嶋紀子氏は現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって４年となります。
4. 中田英里氏は現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって１年となります。
5. 当社は、北嶋紀子氏、岡健治氏及び中田英里氏との間で会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。なお、各氏が原案どおり選任された場合には当該契約を継続する予定です。
6. 当社は、北嶋紀子氏、岡健治氏及び中田英里氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、各氏が原案どおり選任された場合、引き続き独立役員になる予定です。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、2006年６月29日開催の第80期定時株主総会において年額１億4,400万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第１項及び第２項の定めに従い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、従来の取締役報酬額と同額である年額１億4,400万円以内とさせていただきたいと存じます。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には使用人分給与は含まないものといたします。

第３号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は５名となります。

なお、本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第１項及び第２項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、従来の監査役報酬額と同額である年額2,880万円以内とさせていただきたいと存じます。

第４号議案「監査等委員である取締役４名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は４名となります。

なお、本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第７号議案　退任監査役に対する退職慰労金贈呈ならびに役員退職慰労金制度の改定に伴う打切り支給の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、本総会終結の時をもって監査役を退任される福本繁氏及び新谷充則氏、第２号議案及び第４号議案「監査等委員である取締役４名選任の件」が承認された場合、監査役を退任し、監査等委員である取締役に就任する尾﨑寛三氏及び岡健治氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
尾﨑（おざき） 寛三（ひろみ）	2018年６月　当社常勤監査役（現任）
福本（ふくもと） 繁（しげる）	2000年６月　当社社外監査役（現任）
新谷（にいたに） 充則（みつのり）	2003年６月　当社社外監査役（現任）
岡（おか） 健治（けんじ）	2015年６月　当社社外監査役（現任）

また、本総会終結の時以降、監査等委員会設置会社に移行することに伴い、監査等委員である取締役に対しては退職慰労金の支給対象としない旨、内規を改定いたします。つきましては、監査等委員である取締役に就任する北嶋紀子氏及び中田英里氏に対し、それぞれの就任時から本総会終結の時までの労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を打切り支給いたしたいと存じます。

打切り支給の対象となる取締役の略歴は、次のとおりであります。

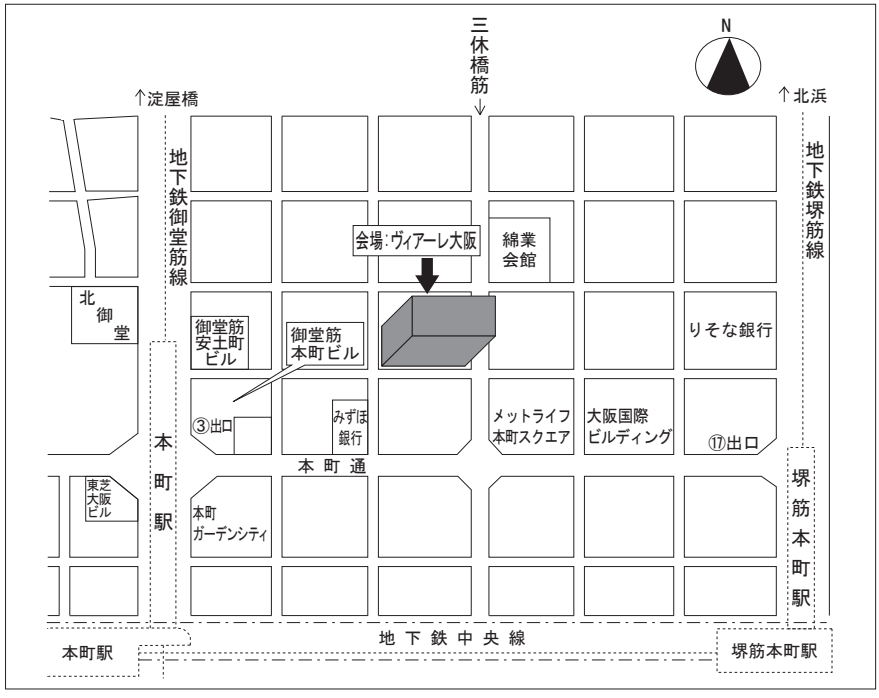
氏名	略歴
北嶋（きたじま） 紀子（のりこ）	2015年６月　当社社外取締役（現任）
中田（なかだ） 英里（えり）	2018年６月　当社社外取締役（現任）

退職慰労金贈呈及び打切り支給の具体的金額、時期及び方法等は、監査役分については監査等委員である取締役の協議に、取締役分については取締役会にそれぞれご一任願いたいと存じます。

以　上

株主総会会場ご案内図

会　場　大阪市中央区安土町三丁目１番３号
ヴィアーレ大阪　２階「エメラルドルーム」
電話(06)4705－2411



◎　地下鉄御堂筋線　本町駅③番出口から徒歩３分

◎　地下鉄堺筋線　堺筋本町駅⑰番出口から徒歩５分

（お願い）駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。